

公認会計士試験  
2010 入門講座

監査論  
入門テキスト

LEEC 東京リーガルマインド



フォーサイト

# 第1章 財務諸表監查總論

# 第1節 監査とは何か

## 目 次

- 1 監査
- 2 財務諸表監査

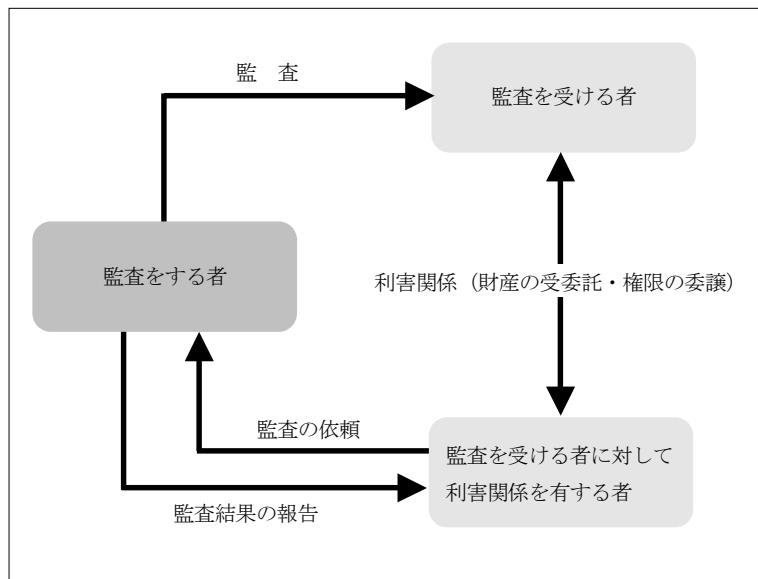
### 学習の指針

公認会計士を目指している皆さんにとって監査論は切っても切り離せない重要な科目といえます。なぜなら、これから学んでいく財務諸表の監査という業務を独占的に任されているのは公認会計士のみであり、監査こそが公認会計士の中心的業務であるといえるからです。そこで皆さんには、将来、会計士になったときに、自分がどのような仕事をしていくのかということを確認しながら学習を進めてみてください。

## 1 監査

### (1) 監査の意義

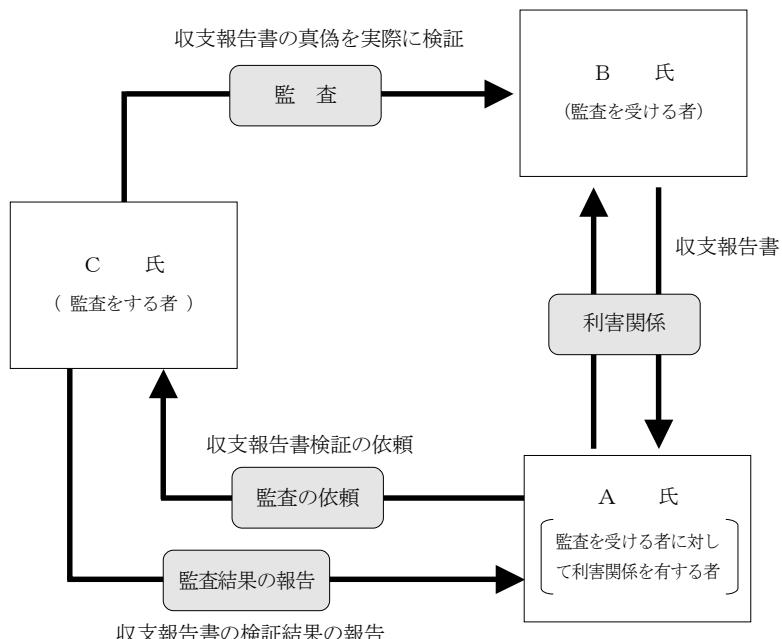
一般的に監査とは「ある人物の行為やその結果を記載した情報の適否について、独立の立場にある第三者が、調査及び評価をして、その結果を報告すること」をいう。ただし、一口に監査といってもその種類は多様である。そこでまず監査といわれるものが、どのような構造となっているか下の図を見て理解してほしい。



**研究 監査の具体的イメージ**

監査が果たしてどのようなものなのか、次の設例を使って簡単にイメージしていただきたい。

1. A氏は、スポーツジムを営む友人B氏に対し店舗拡大のために必要な資金1,000万円を貸付けた。
2. 貸付資金1,000万円は大金であるため、貸付資金がきちんと回収できるように毎月A氏は、B氏に収支報告書を提出させている。
3. B氏の店舗拡大路線では、破産するリスクがある。そのため、貸付資金が回収できないかもしれない。また、収支報告書も正確に作って送ってこない可能性もある。かといって実際にA氏が自分でその真偽を確かめるには、時間的にも費用的にも大変なため、実行することが難しい。
4. そこで、A氏が友人C氏に、その収支報告書が本当にあっているのかのチェックを頼んだ。その際、銀行通帳やレシート、領収書と収支報告書の照合による検証を依頼したのであるが、すべて細かく一致しているかのチェックまでは手間がかかるため、入金額については、銀行通帳と収支報告書を照合し、支出額については、10万円以上の支出をした場合にのみ検証してもらうようにお願いした。
5. C氏はそれに従い、銀行通帳と収支報告書との照合や、領収書やレシートと収支報告書との照合、購入物がある場合には実際にそれが存在するのか等の検証なども忠実に行つた。
6. C氏はその検証結果をA氏に報告した。
7. A氏はB氏から提出されている収支報告書を信頼することができる。



## (2) 種類

監査とは前述のように、広く一般的なものとして定義することができる。そのために分類方法によって様々な監査の種類が認められることとなる。監査の主な分類方法として次のようなものが挙げられる。

### ① 監査の動機による分類

監査は、その実施が法律等の定めに基づいているか否かによって法定監査<sup>★1</sup>と任意監査<sup>★2</sup>に分類することができる。

**法定監査**：法律等によって制度上実施が定められている監査

**任意監査**：当事者間で自主的に実施する監査

### ② 監査の対象による分類<sup>★5</sup>

監査は、その対象とする業務によって、会計監査<sup>★3</sup>と業務監査<sup>★4</sup>に分類することができる。

**会計監査**：会計に関わる事項を対象とする監査

**業務監査**：会計以外に関わる事項を対象とする監査

### ③ 監査の主題による分類（表明される意見の対象による分類）

監査は、監査の結果表明される意見の対象によって、情報監査と実態監査に分類することができる。

**情報監査**：情報の信頼性を検証する監査

**実態監査**：取引実態や行為の妥当性、効率性、合目的性、規範準拠性等を検証する監査

### ④ 監査の主体による分類（監査の保護対象による分類）

監査を外部監査と内部監査に分ける方法がある。ただし、この場合、外部と内部に分類する基準がいくつか考えられる。例えば、監査人が企業等の外部の者か内部の者かによって区分する考え方や、監査の保護対象が企業や経済主体の外部にあるのか内部にあるのかによって区分する考え方がある。

**外部監査**：企業等の外部者の保護を目的として企業等の外部者により実施される監査<sup>★6</sup>

**内部監査**：企業等の内部者の保護を目的として企業等の内部者により実施される監査<sup>★6</sup>

## ワンポイント

- ★1 法定監査の具体例
  - ・金融商品取引法の定めに基づいた公認会計士監査
  - ・会社法の定めに基づいた監査役監査及び会計監査人監査
  - ・地方自治法の定めに基づいた地方自治体監査 等

### ★2 任意監査

- ・企業内で行われる内部監査
- ・特定目的のために企業が自発的に受ける監査 等

### ★3 会計監査

- ・公認会計士が行う財務諸表の監査
- ・監査役の監査

### ★4 業務監査

- ・監査役の監査（監査役は業務監査も行う）
- ・企業内で行われる内部監査

## 注意

- ★5 会計業務とそれ以外の業務は密接な関係があるので、会計監査と業務監査の分類は必ずしも明確ではない。

## 注意

- ★6 テキスト本文に示す定義はあくまで一般的なものであり、分類の基準によってはこれと異なる定義になる場合もあるので注意してほしい。



### 重要ポイント 監査の種類

分類の基準	監査の種類	
監査の動機	法定監査	任意監査
監査の対象	会計監査	業務監査
監査の主題	情報監査	実態監査
監査の主体又は 保護対象	外部監査	内部監査

## 2 財務諸表監査

本テキストの内容は、公認会計士（監査法人<sup>★7</sup>）による業務としての監査である財務諸表監査を主たる対象として構成されている。それでは、財務諸表監査とはいがなるものであるのか。以下では、その意味や内容、目的等を解説していく。

### (1) 財務諸表監査の意義

財務諸表監査とは、企業の経営者の作成した会計情報である財務諸表の適否について、企業外部の監査人（公認会計士や監査法人）が検討・批判を実施し、専門家としての意見を表明することである。このことは「財務諸表の信頼性を保証する」であるとか、「財務諸表の適正性を明らかにする」というように表現される。公認会計士が行う監査は、通常この財務諸表監査のことをいう。監査の種類という観点からすれば、以下のとおりとなる。

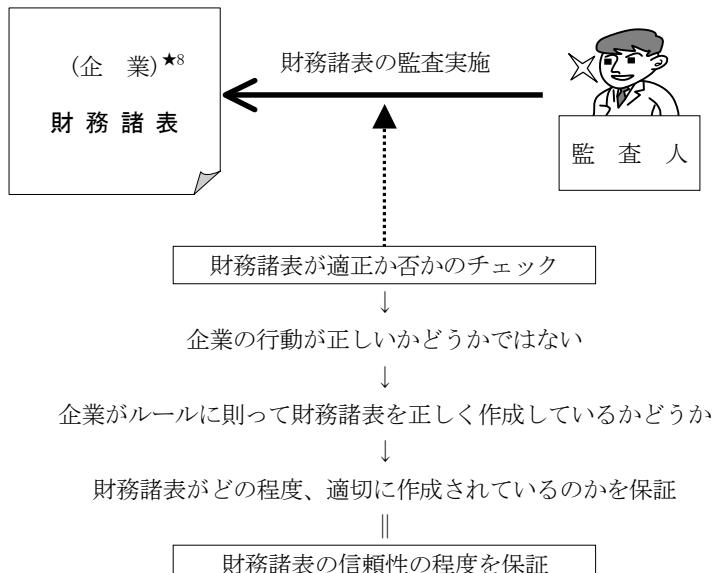
財務諸表監査は

- |                          |         |
|--------------------------|---------|
| ① 金融商品取引法や会社法に基づく監査である   | …… 法定監査 |
| ② 貢務諸表という会計に関わる事項への監査である | …… 会計監査 |
| ③ 貢務諸表という情報への監査である       | …… 情報監査 |
| ④ 公認会計士という外部者による監査である    | …… 外部監査 |

#### 参考

##### ★7 監査法人

監査法人とは、監査業務を組織的に行うことの目的として、5人以上の公認会計士が共同して設立した公認会計士法上の法人のことである。詳しくは第2章第2節2で取り扱う。



### 財務諸表監査とは

なお、企業が財務諸表に（故意でも過失でも）誤った表示をした場合、財務諸表監査の専門用語で、その箇所を「虚偽表示」<sup>★9</sup>と表現する。



#### ワンポイント

##### ★8 公認会計士による財務諸表の監査を受ける企業のことを「被監査会社」という。

#### 注意

★9 監査論の学習では、この用語が頻出するので十分に注意してほしい。

## (2) 財務諸表の適正性

それでは財務諸表が適正であるとはいかなることなのか。

財務諸表については、企業の経営者が作成することになるが、社会的に合意されたルールに則って作成されることにより初めて意味ある情報として認められるといえる。したがって、財務諸表は一般に公正妥当と認められる**企業会計の基準**(GAAP : generally accepted accounting principles)に準拠して作成される。財務諸表の信頼性を保証する場合に、財務諸表が適正か否かは、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表が作成されているかどうかによることになる。つまり、監査人にとって財務諸表監査を実施する場合における判断基準となるのが、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準なのである。



### 重要ポイント 財務諸表の適正性

財務諸表監査を行ううえでその主題となる「財務諸表の適正性」とは  
いったいどのようなものなのか



財務諸表の作成は経営者に任せられているものの、公開情報として意味のある情報は、社会的に合意されたルールに則って作成された場合だけ

↓ (したがって)

一般に公正妥当と認められる**企業会計の基準**に準拠して財務諸表が作成されることが必要



監査人は財務諸表が適正かどうかを一般に公正妥当と認められる**企業会計の基準**に準拠して財務諸表が作成されているかにより判断

↓ (つまり)

一般に公正妥当と認められる**企業会計の基準**こそが財務諸表監査の**判断基準**となる



### 研究 GAAPの例示

「我が国において一般に公正妥当と認められる**企業会計の基準**」の範囲については、監査基準委員会報告書第24号「監査報告」付録2において次のように例示されている。

- 1 企業会計審議会又は企業会計基準委員会から公表された会計基準
- 2 企業会計基準委員会から公表された企業会計適用指針及び実務対応報告
- 3 日本公認会計士協会から公表された会計制度委員会等の実務指針及びQ&A
- 4 一般に認められる会計実務慣行

### (3) 財務諸表監査の必要性

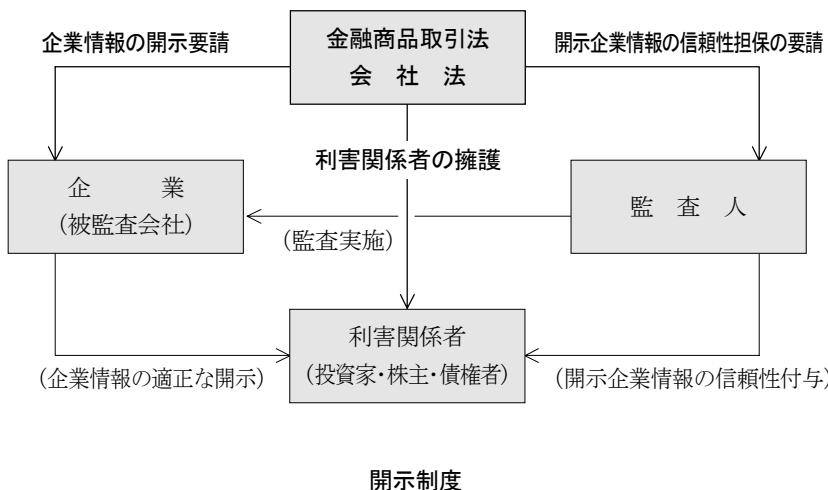
それでは財務諸表監査は、なぜ必要とされるのか。また、我が国の経済社会の中でどのような位置付けなのであろうか。経済社会における開示制度の仕組みに言及しながらそれらを解説していく。

#### ① 株式会社の開示（ディスクロージャー）制度

「会社・企業」といった場合、一般的には株式会社のことを指す。株式会社はその特質として、ある程度大きな規模の会社運営を前提に設立がなされるものであるため、多くの利害関係者が生じ、多方面に影響を与えることになる。そのため、株式会社においては、財政状態や経営成績等に関する情報を外部の利害関係者に公表することが要請されることになる。具体的にこれについて定めた我が国における株式会社の開示（ディスクロージャー）制度は、以下に要約するように主に金融商品取引法と会社法に基づく体系からなっている<sup>★10</sup>。

#### 注意

★10 株式会社の規模や形態によって、開示の手段・方法・程度が異なり、一律ではないことも覚えておいてほしい。



開示制度



#### 研究 金融商品取引法監査制度と会社法監査制度

金融商品取引法は、投資者保護の見地から、証券取引所に有価証券を上場している会社などが、金融商品取引法第193条の2の規定に基づいて提出することを義務付けられている連結財務諸表、個別財務諸表、附属明細表および中間連結財務諸表、中間財務諸表などの財務計算に関する書類について、監査を受ける会社と特別の利害関係のない公認会計士または監査法人の監査を受けなければならないことを規定している。

他方、会社法に基づく監査制度は、現在の株主および会社の債権者を保護すること目的として、会社内部の監査役による監査役監査制度と会社外部の会計監査人による会計監査人監査制度との2つの法定監査制度からなっているものである。このうち、会計監査人監査制度における会計監査人については、公認会計士または監査法人に限定されている（会社法第337条第1項）。

つまり、我が国においては金融商品取引法と会社法の2つの異なる法律のもとで、2つの財務諸表監査制度が成立するという、世界的にも類を見ない監査制度が実施されているのである。両法の適用範囲は、若干異なるものの、大規模上場企業の多くは、それら2つの監査制度を同時に受け、それぞれの監査制度による結果の報告がなされることとなる。

## ② 株式会社監査制度の体制（財務諸表監査の必要性）

前頁の図の中で、ディスクロージャー制度の体系の一部として監査人という者が登場しているが、このような部外者といえる者が企業の開示制度に関わるのはなぜであろうか。

株式会社のディスクロージャー制度は、当該企業が財務諸表または計算書類等を作成し、開示することによって終了するものではない。なぜなら、これらの開示書類は、企業の事実そのものを表示したものではなく、会計担当者の意見を総合したものであり、恣意性の介入する可能性を多分に有しているからである。したがって、このままでは外部の利害関係者に対して開示する財務諸表や計算書類等の適正性（適切に作成されていること）を保証することは困難である。そこで、これらの開示書類に相対的な信頼性を付与する手段として、株式会社監査制度が存立する基盤がある。



### Pick Up 貢献度の必要性

財務諸表監査がなぜ必要なのかにつき、もう少し簡単にいうと以下のようになる。

投資家をはじめとする企業の利害関係者は、企業の状態に対する適切な情報なしには企業の株式や社債を購入（経済的意思決定）することはできない。株式を購入したもののは、実はその企業がひどい財政難のため倒産してしまった場合は、投資家は多大な損失を被ってしまうからである。そこで、利害関係者は貸借対照表や損益計算書といった財務諸表の開示を要求するのである。

では、経営者がこの財務諸表を作つてさえいれば、利害関係者は安心かというと、そうではない。どうしても株主にお金を出資してもらいたい時、たとえ企業の財政状態がぼろぼろであっても、かなりの優良企業であるかのような嘘の財務諸表が作成されるおそれがある。つまり、経営者は自社が優良企業であると投資家を騙して、自社の株式を購入してもらおうとするかもしれないということである。

また、財務諸表の数値には、「得意先A社に商品を売った際の債権が1,000万円あるが、A社は資金繰りに苦しんでいるから、債権のうち100万円は回収できないのではないかだろうか」というような予測に基づく数値が含まれている。そこで、利害関係者は、企業の予測が正しいのだろうか、といった疑念をもつことになる。

以上の理由から、利害関係者は経営者が作成した財務諸表をそのまま信頼して利用することはできない。そこで利害関係者は、財務諸表が本当に企業の状態を適正に表示したものであるのかを確かめようとするのである。

しかし、例えば九州在住の方が、東京の企業の実態を調査しに行くのには多大な労力を必要とするし、また、東京まで行ったとしても部外者が企業の書類などを調査することは困難であろう。仮に、書類を自由に閲覧できたとしても、会計に関する専門的知識を有さない者が、書類等を基礎にして財務諸表が正しいかを判断するのは不可能である。つまり、このような点を考慮すると、利害関係者は自らの手で財務諸表の適否を調査することを諦めざるを得ないのである。

そこで、会計に関するプロフェッショナルである公認会計士が、財務諸表の適正性を調査・評価することの必要性が生じる。

つまり、経営者が作成した財務諸表を、利害関係者が信頼して使えるようにするために、公認会計士による監査が必要となるのである。



### 重要ポイント 財務諸表監査がなぜ必要なのか

財務諸表監査はなぜ必要となるのか、

↓

企業の利害関係者は、企業の財務諸表に基づき自らの意思決定を行う

↓ (しかし)

経営者は保身のために、財務諸表の主観的・恣意的特徴を利用し、その内容を歪めてしまうおそれがある **利害の対立**

↓ (また)

財務諸表に重要な虚偽の表示が含まれていた場合、各利害関係者は意思決定を誤り、損害を被るおそれがある **影響の重大性**

↓ (そのため)

企業の利害関係者は企業の公表する財務諸表をそのままでは信頼できない

↓ (かといって)

利害関係者が自ら調査するにもいくつかの制限や障害がある

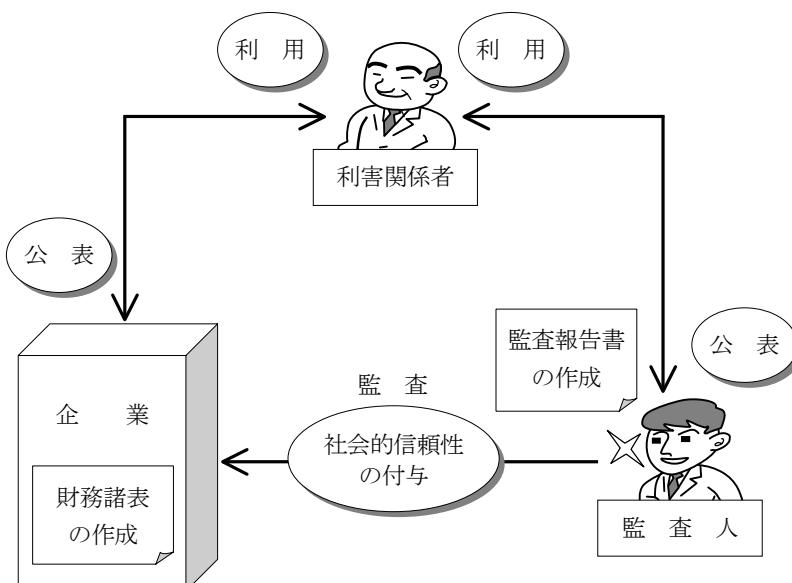
- ・財務諸表は専門的かつ複雑 **複雑性**
- ・経済的、時間的、法律的に自由にすべてを調査できない **遠隔性**

↓ (そこで)

企業に関わりのない会計の専門家による財務諸表が適切に作成されているか否かについてのお墨付きがほしい

↓

公認会計士による財務諸表の監査が必要となる



財務諸表監査の仕組み

#### (4) 財務諸表監査の目的

前節で述べた監査の必要性を念頭においていただければ、本節のテーマである公認会計士による監査の目的はすんなり理解できるはずである。

つまり監査の目的は、経営者が作成した財務諸表が企業の状態を適正に示すものであるかを、公認会計士が、会計のプロ（専門家）として独立の立場から調査・評価し、その結果を利害関係者に報告することにある（財務諸表の適正性の保証）。そして、さらに付け加えれば、企業の状態を適正に表示しない財務諸表の利用によって、利害関係者が損失を被ることを阻止し、利害関係者を保護することが監査の最終的な目的であるといえる。このように、監査の最終的な目的とは、利害関係者を保護することにある、という点をしっかりと押さえておいていただきたい。



#### 重要ポイント 監査の目的

監査の目的はいかなるものであるのか

↓ (まず)

監査が必要とされるのは、企業が公表する財務諸表が信頼できないから

↓ (したがって)

監査の直接的な目的は、「企業の公表する財務諸表が適切に作成されているかについて調査し、その結果、意見として表明すること」にある

|| (つまり)

財務諸表の適正性の保証が監査の直接的な目的

↓ (ただこれにより)

利害関係者が公表された財務諸表により不測の損害を受けないことになる

↓

結果的には、利害関係者が保護される

↓ (つまり)

このような「利害関係者の保護」こそが監査の究極的な目的といえる

## (5) 財務諸表監査の機能

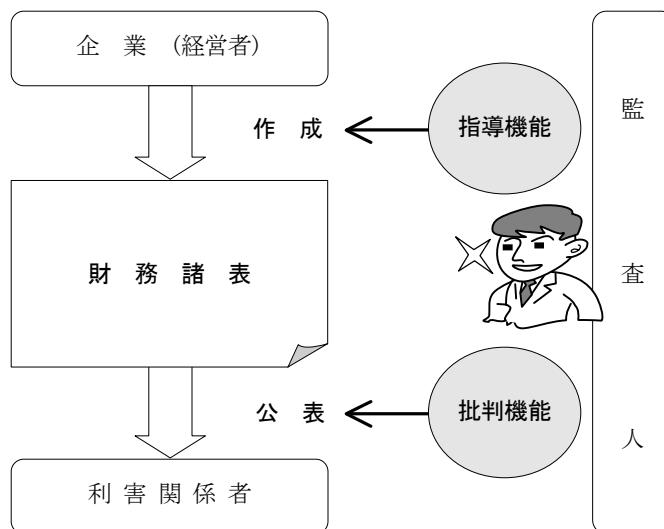
財務諸表監査の機能<sup>★11</sup>は、次のように批判機能と指導機能からなっている。

## ① 批判機能★<sup>12</sup>

**批判機能**とは、監査人が企業の公表する財務諸表の適否を、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に照らして批判的に検討する機能をいう。

## ② 指導機能

**指導機能**とは、監査人が被監査会社に対し会計処理の欠陥等につき必要な助言・勧告を行い、被監査会社が適正な財務諸表を作成するよう指導する機能をいう。



### 注意

★11 ここでは、被監査会社に対して発揮する機能をみていく。

★12 ここでいうところの「批判」とは、「批評し判定すること」の意味（広辞苑より）であり、決して否定的な内容を帯びた意味で使っているわけではないことに注意していただきたい。

## ③ 批判機能と指導機能

**重要ポイント 批判機能と指導機能の関係**

監査の目的 = 財務諸表が適正か否かについての監査人による意見表明

↓ (そのため)

批判機能こそが財務諸表監査の本質的な機能であるといえる

↓ (しかし)

財務諸表を利用する人

||

不適正な財務諸表が作成・開示されることを望まない

||

公表される前に修正され、財務諸表が適切に作成されることを望んでいる

↓ (また)

経営者自身も財務諸表が適正である旨の意見表明を望んでいる

↓ (つまり)

財務諸表監査制度を取り巻く人々

||

監査人の助言や指導によって適正な財務諸表の開示がなされることを望んでいる

↓

ここに監査人の指導機能の必要性がある

↓ (ただし)

財務諸表を作成する責任は企業の経営者にあり、監査人による助言や勧告を受け入れるか否かは経営者の判断に任されている

**指導機能の限界**

↓ (したがって)

指導機能を批判機能と同列に位置付けるのではなく、あくまでも批判機能を支える従たる機能と位置付けるべきである

## (6) 財務諸表監査の限界

財務諸表監査には主に4つの限界があるといわれている。

### ① 財務諸表の作成には経営者による見積りや判断が多く含まれていること

財務諸表の情報には、会社が有する情報や経営者が設定する仮定に基づいて計上されているものや、経営者による様々な会計的判断を経て計上されているものもある。したがって、財務諸表に計上された数値が適正か否かの監査人による判断は、当該数値が一定の許容範囲内にあるかどうかによってなされ、絶対的な尺度で評価されるものではないのである。

### ② 内部統制<sup>★13</sup>には状況によっては機能しないという限界があること

内部統制が有効に機能していれば、財務諸表に不正・誤謬といった重要な虚偽の表示が含まれる可能性は低下する。しかし、内部統制には限界があるので、結果として監査人が重要な虚偽の表示を看過してしまう可能性がある。

### ③ 監査が原則として試査<sup>★14</sup>により実施されること

監査手続が試査により実施されるということは、試査の対象外、すなわち監査人が監査手続を実施しない部分があることを意味し、この部分に重要な虚偽の表示が存在した場合、結果として監査人が誤った意見を表明する可能性がある。

### ④ 職業的専門家としての判断を多くの局面で要求されること

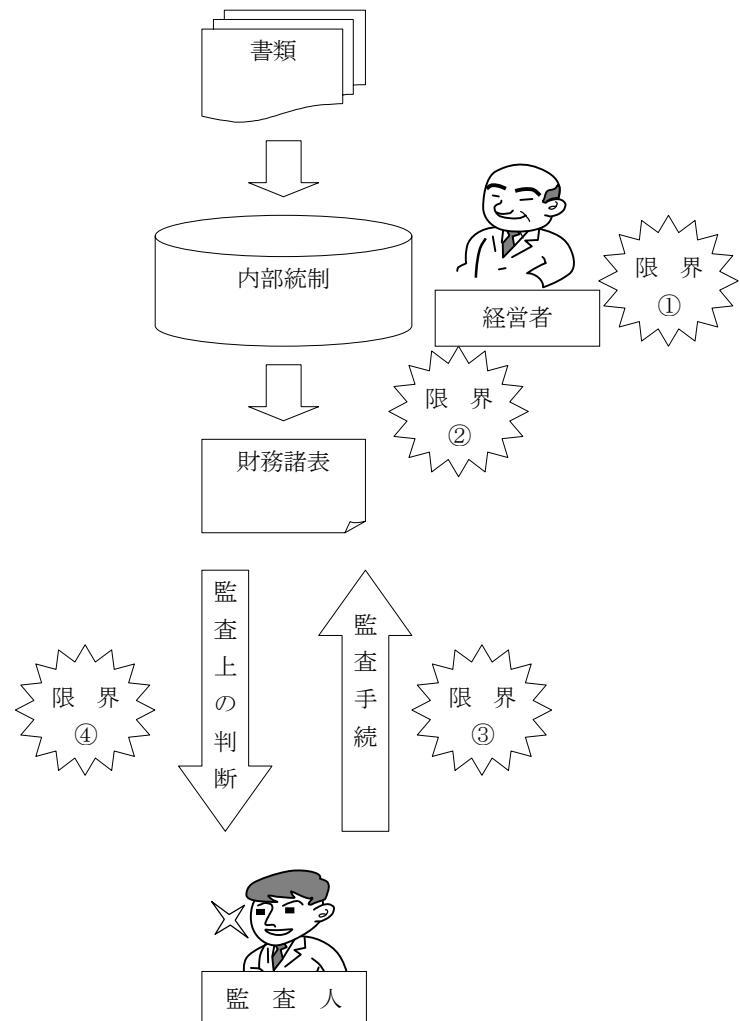
監査人が行う監査上の判断には、発見した虚偽の表示が財務諸表全体の観点から重要であるかどうかの判断、会計上の見積りが妥当であるかどうかの判断等がある。監査人は、監査人の知識・経験に基づいたうえで、主観的に判断するが、監査上の判断を誤り、誤った意見を表明する可能性がある。

### !! 注意

★13 監査論の学習では、この用語が頻出する。内部統制については、第3章 第2節 3 内部統制を参照（3-25、3-28）。

### !! 注意

★14 監査論の学習では、この用語が頻出する。試査については、第3章 第2節 4 試査を参照（3-29）。



財務諸表監査の限界